

## 【案】

## 大阪府周産期医療及び小児医療協議会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則（平成24年大阪府規則第186号）（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、大阪府周産期医療及び小児医療協議会の運営に関し必要な事項を定める。

## (会議)

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

第2条の2 規則第5条第2項に規定する会議への出席は、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム（以下「ウェブ会議システム」という。）を利用した出席とすることができる。

2 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声の送受信ができなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

なお、再度音声の送受信ができるようになった場合は、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、その時刻から再び会議に出席したものとみなす。

3 ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。

4 ウェブ会議システムを利用し、規則第7条の規定に基づき会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く場合は、前項の規定を準用する。

## (オブザーバー)

第3条 会長が必要と認めるときは、次に掲げる者のうちから協議会の委員以外の者をオブザーバーとして協議会に参加させることができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他

2 オブザーバーは、会長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、協議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審議に加わらない。

(諮問及び答申等)

第5条 協議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 協議会が知事に対して行う答申及び勧告等は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名（ウェブ会議システムを利用して出席した者がある場合は、その旨）
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。

2 前項の規定に基づき会議を非公開とする場合においては、ウェブ会議システムを利用し出席する者は、出席者以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この要領は、令和3年9月〇〇日から施行する。